

No.	質問、意見等	回答
1	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修受講を事業所に義務付けすることはわかったのですが、介護福祉士やホームヘルパー2級などの資格者はどうなのでしょう。	介護福祉士及びホームヘルパー2級の有資格者については受講義務付けの対象外です。研修の詳細は兵庫県ホームページを参照して下さい。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html
2	感染症対策及び虐待防止の推進に係る項目を追加した運営規程は、変更届として提出が必要でしょうか。	介護報酬改定に係る基準等の変更に伴い、運営規程の内容を変更する場合は、変更届の提出は不要です。事業所において、運営規程の修正をお願いします。
3	1人ケアマネのため、内部研修等についてどうすればよいのかわかりません。他の居宅介護支援事業所と合同で実施してもいいのでしょうか。	感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化及び虐待防止の推進に関する研修については、同法人の他事業所や地域の他事業所と合同で行っても差し支えありません。
4	令和5年度の介護報酬の改定はありますか。区分支給限度基準額、サービス毎の算定点数等。	介護報酬の大きな改定は3年に1度することになっています。直近の介護報酬改定は令和3（2021）年度に行われましたので、次回は令和6年度が介護報酬改定となります。なお、令和5年度の小幅な介護報酬改定はないと認識しています。
5	虐待防止の研修は内部の職員だけで行ってもいいですか。外部で行われている研修に参加しなければならないのでしょうか。	虐待の防止のための従業者に対する研修は、事業所内の研修で差し支えありません。
6	来年4月より義務化される4つの項目について、一つずつ委員会を作るとのことですが、月に1～2回のカンファレンス開催時に話をしてもいいのでしょうか。	事業所の全体会議と各委員会は別に開催するのが望ましいですが、やむを得ず一体的に行う場合は、各議題が明確にわかるようにし、その内容を議事録に残すようにして下さい。